

5 保育所の規制緩和等について

(1) 構造改革特区について

①「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」②「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任」については、「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日17文科初第262号・雇児発第0513003号）により全国展開を図ったところであり、適切な運用を期されたい。

また、③「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、昨年4月から5月にかけて構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行なったところであるが、事業実施の要件が守られていない事例があったほか、保育士、保護者等を中心に否定的な声があったことなどを踏まえ、「現段階での全国展開に関する判断は留保し、規制所管省庁による取組の改善を促した結果も踏まえて、1年後に再度評価すべき」との方針が決定されたところである。保育所の給食については、施設内での自園調理が望ましいことには変わりはないが、仮に特区において外部搬入を実施する場合でも、「構造改革特別区域における公立保育所の給食の外部搬入方式の容認事業について」（平成16年3月29日雇児発第0329002号）の2の留意事項に掲げられた要件の遵守が図られるよう、周知徹底に努められたい。

(2) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正においては、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしているところであるが、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化に引き続き適切な対応を図られたい。

6 第三者評価の推進について

福祉サービス第三者評価事業については、これまでもその取組みを推進してきたところであるが、保育所は地域の子育て支援の拠点としてその専門性を高め、保育の質を向上させていくことが必要であることから、保育所を経営する事業者においては、自己点検・評価の手段として第三者評価の積極的な活用が望まれる。

第三者評価の更なる普及・促進を図るため、平成16年5月には都道府県推進組織や評価機関の在り方、社会福祉施設共通の評価基準、評価結果の公表等のガイドラインを定めるとともに、平成17年5月には保育所版評価基準ガイドラインを策定したところである。

都道府県においては、円滑な事業実施が図られるよう、都道府県推進組織の設置を図り推進組織への助言等を行うとともに、貴管内市町村及び関係者への周知をお願いしたい。

7 保育所の入所について

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)により実施されているが、各地方公共団体においては、保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めて御配慮願いたい。

①定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

②定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

(見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。)

③定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

(2) 育児休業に伴う入所の取扱いについて

保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入

所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成14年2月22日雇児保発第0222001号）において、

①次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

②当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合、等児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、昨年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せて御了知方願います。

（3）特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

一昨年の第159回国会において児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないとされたところである。この具体的な取扱いについては、先に発出した「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししているとおりであり、当該通知の内容について、改めて御了知方願います。

（4）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏

また適切な保育料の徴収に配慮願いたい。

(5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報、市町村情報、都道府県情報及び子育て関連情報等については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。については、平成17年12月9日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

8 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）によって制度化された証明書の交付を受けた認可外保育施設については、平成17年4月1日から施行された消費税法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第102号）及び消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）により、利用料に係る消費税が非課税とされたところである。

当該証明書の交付に当たっては、各都道府県等において迅速にご対応いただいたところであるが、引き続き、上述の政令、告示及び通知にしたがった適切な運用を期されたい。

9 保育所等における事故防止等について

(1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じた健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 園外活動中に川やプールで溺れて亡くなった。

- ② 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ③ かくれんぼ中、本棚の中で熱中症になり亡くなった。
- ④ 園舎の屋根から転落した雪の下敷きになり亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び保育並びに所外活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

また、このことのほか「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

（２）認可外保育施設に対する指導監督について

認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づき、都道府県知事等が認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付した認可外保育施設の割合については、わずか30%程度（平成17年4月1日現在）にとどまっていたことが確認されたところである。また、平成16年度のベビーホテルの点検結果からは、ベビーホテルのうち認可外保育施設指導監督基準に適合していることが確認できた施設はわずか20%にとどまっていたところであり、さらに、その前年度において改善すべき点を指摘した施設のうち、平成16年度中に改善がなされたことが確認できた施設は4割程度に過ぎないことなどが判明したところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しており、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく

改善勧告を行う、
等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、適切な指導監督の実施をお願いします。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成16年度末までの過去5年間における死亡事故件数

- ・認可保育所 14件
- ・認可外保育所 35件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)